マイナンバーカードをご提示ください。

相澤東病院では、患者さんに健康保険証としてマイナンバーカードのご提示をお願いしています。（健康保険証は、これまでと同様にご利用いただけます。）
マイナンバーカードを保険証として利用することで、医師や薬剤師等が患者さんの過去の診療情報等を共有でき、より適切な医療の提供がしやすくなります。

また、下記受給者証をお持ちの方は、併せてご提示ください。

・健康保険高齢者受給者証
・特定医療費（指定難病）受給者証
・福祉医療費受給者証
・その他 各種医療費受給者証

診療報酬（診療費）について

国が定めた診療報酬算定要件に従い、診療報酬点数を算定いたします。

初診時	医療情報取得加算　1点
再診時（3月に1回に限り算定）	医療情報取得加算　1点

ご理解、ご協力をお願いします。

マイナ受付
対応しています

医療機関や薬局で、保険証の代わりに
マイナンバーカードを使う新たな方法。
それが「マイナ受付」です。

マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01

より良い医療が可能に！

初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等有資格者のみです

POINT 02

手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印！

事前に登録するだけで利用できます！

詳しくは マイナポータル

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare